

障害者施設の入所者特性を踏まえた例外について

資料2-4

【用途区分の意義】

消防法上の規制がなされる対象を消防法施行令上特定すること

6項ロ

主として自力避難困難な者が入所する施設

火災の早期の自動覚知・警報、簡単な操作での通報、避難支援のための自動消火システム、少人数での防火管理が必要。

6項ハ

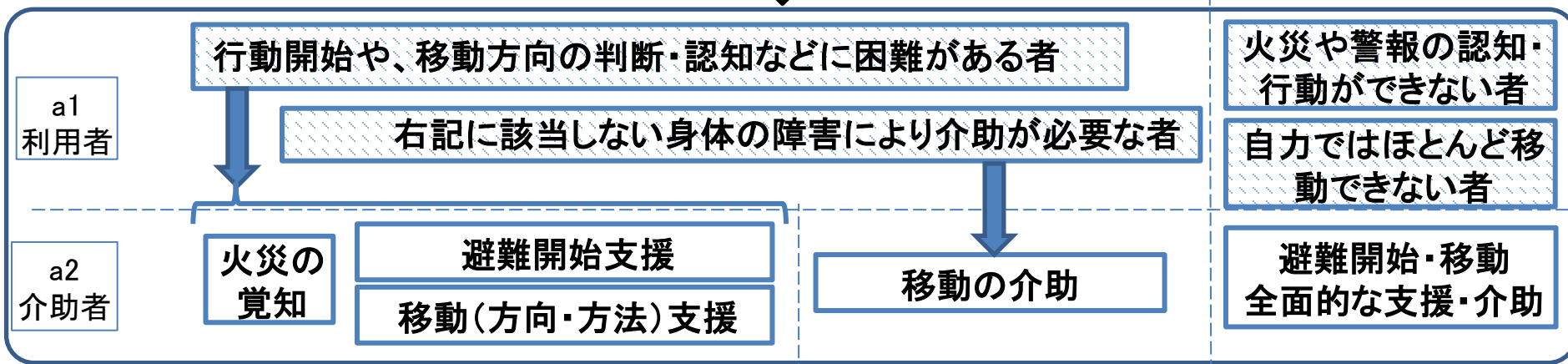
自力避難困難な者が利用(≠入所)又は避難にあたり一定の介助が必要とされる者が利用する蓋然性が高い施設

自動感知・警報、通報について、それぞれ300㎡未満又は500㎡未満の小規模な施設では不要。自動消火システムは6000㎡以上のものに限って必要。防火管理義務は収容人員30人以上から必要。

6項ロに該当する「主として障害の程度が重い者が入所する施設」について「入所者の8割以上が障害程度区分4以上の施設」としてH19以降運用



入所者の8割以上が障害程度区分4以上の施設でも、入所者の状態によって避難の困難性が変わるのではないか



※ 客観的な検証法については、検討中。

- 迅速な避難開始のための自動火災報知設備による早期感知、警報の鳴動や、消防機関への通報が必要
- 入所者と従業員数の合計が10人以上がいる施設であれば避難訓練や消防計画の作成が必要

+

+

+

右記に該当しない場合、利用者の性質からすると、次のような施設の状況であれば、避難のための介助の負担が比較的小さくなる。

要介助者個々の状況が介助者によって確実に把握される
火災時の利用者の位置と火源との位置関係が容易にわかる

+

+

避難経路が通常の生活動線と一致している等、明瞭である

介助者が移動の支援・介助が可能な規模である



認知や避難行動の困難性についての客観的な確認結果によっては、
スプリンクラー設備がなくても一定の安全性を確保可能

区分4に該当する者から上記に該当しないことが客観的に確認できる者の数を除いた結果が、入所者数の8割を下回るものを除く、6項口の施設



一定の安全性を確保するためには、スプリンクラー設備又は代替措置が必要

【火災予防対策の考え方】